

(一般社団法人) 北海道自然保護協会 会長 佐藤謙様
十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史様、佐藤与志松様、松田まゆみ様
富川北一丁目沙流川被害者の会 代表 中村正晴様
平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男様
苫小牧の自然を守る会 代表 舘崎やよい様
イテキ・ウエンダム・シサムの会 代表 佐々木義治様
胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋守様
自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子様

北海道開発行政の推進については、日頃から特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年11月19日付で北海道開発局長澤田宛、室蘭開発建設部長戀塚宛に頂いた「ダム堤体建設工事用道路建設を含む平取ダム建設に関する質問その3」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、地域皆様の安全・安心を目指しております治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成25年12月9日

北海道開発局 室蘭開発建設部 沙流川ダム建設事業所長

(別紙)

1. ハヤブサの環境保全措置

私たちの質問に対して、貴職の回答は以下の通りでした。「平取ダム環境調査検討委員会第8回検討資料 資料3 4-2 動物 表4-2-11に記載の通り、工事の実施による影響が考えられることから、環境保全措置として、工事中の繁殖つがいのモニタリングを実施し、専門家の指導や助言をいただきながら、繁殖つがいの反応に対応した工事ができるようにするとしています。このような環境保全措置を実施することから、工事により影響の最小化を図ると記載しているものです。工事にあたっては、これまでの調査結果、専門家からの指摘や助言を踏まえ、同資料の表4-2-11に記載した環境保全措置を講じながら進めてまいります。」

しかし、上記資料では、表4-2-9において「営巣地直近で繁殖期に工事が実施された場合には、本種の繁殖に影響を及ぼす可能性が予測される。」と明記し、表4-2-11では、さらに「調査地周辺に分布する崖面を利用した、代替巣を確保する。モニタリングにより本種の繁殖への影響が見られる場合、工事による影響範囲外の調査周辺に分布する崖面に、代替巣を確保し、本種の繁殖を維持する。代替巣において本種が繁殖するかどうかは不確実である。」などと記述しております。

今回の回答において、私たちの質問に貴職が答えていない点は、「有効な保全措置として、貴職の保全措置が実際に成功しているのか、また、影響の最小化とは具体的にどのようなことを考えているのか」があります。したがって、以下の質問に明解に回答願います。

- 1) ハヤブサのモニタリングをどのように実施し、影響を最小化する内容を含んで、どのような保全措置を講じているのか。
- 2) モニタリング調査結果と保全措置の公表をどのように行おうとしているのか。
- 3) 専門家の指導や助言は、どのようなものであったか。それらを貴職はどのように踏まえて、どのように具体的な保全措置と結びつけたのか。

(回答)

1),2),3) 工事の実施により本種の繁殖に影響が生じる可能性があることから、工事の実施状況にあわせて、平取ダム環境調査検討委員会第8回資料 資料3 4-2 動物 表4-2-2 (P4-2-5)に記載しているように、定点観察等によるモニタリングを行い、その結果に応じて、表4-2-11(1) (P4-2-61)に記載しているように、環境保全措置として繁殖つがいの反応に対応した工事が実施できるようにすることとしています。必要と認められる場合に、代替巣を検討することとしています。このように環境保全措置を講じることにより、影響の最小化を図ることとしています。なお、環境保全措置の実施にあたっては、専門家から指導や助言を頂くこととしています。調査結果や環境保全措置の実施状況については今後、適宜、当委員会に報告、審議して頂く予定です。

2. エゾサンショウウオの環境保全措置

私たちの質問に対して「同資料の表4-2-11に記載のとおり、直接改変により、本種の生息環境の一部が消失すると考えられることから、環境保全措置として、専門家の指導や助言をいただきながら、モニタリングを行いつつ、成体の生息環境である樹林と繁殖場及び幼生の生息環境となる湿地の確保を図るとしています。工事にあたっては、これまでの調査結果、専門家からの指導や助言を踏まえ、同資料の表4-2-11に記載した環境保全措置を講じながら進めてまいります。」との回答がありました。

しかし、上記資料では、表4-2-9において「工事の実施により本種の生息への影響があることが予測される。」と明記し、表4-2-11では、「幼生の生息環境である湿地の確保を図る。貯水池の常時満水位以上の標高に流入支沢や増水時の水を利用して湿地を確保する。」などと記述しています。

今回の回答において、私たちの質問に貴職が答えていない点は、「有効な保全措置として、貴職の保全措置が実際に成功しているのか、また、影響の最小化とは具体的にどのようなことを考えているのか」があります。したがって、以下の質問に明解に回答願います。

- 1) 具体的に、どの場所にどのように湿地を確保するのか、あるいは、確保したのか。
- 2) 専門家の指導や助言は、どのようなものであったか。それらを貴職はどのように踏まえて、どのように具体的な保全措置と結びつけたのか。

(回答)

1),2) 工事の実施状況にあわせて、平取ダム環境調査検討委員会第8回資料 資料3 4-2 動物 表4-2-11(2) (P4-2-62)に記載のとおり、専門家の指導や助言を頂きながら、成体の生息環境である樹林と繁殖場及び幼生の生息環境となる湿地の確保を図るとしています。湿地の確保にあたっては、具体の場所は生物保護の観点から明らかにできませんが、個体を確認された地点の生息環境調査結果を基に類似した環境を確保することとしています。なお、環境保全措置の実施にあたっては、専門家から指導や助言を頂くこととしています。

3. 希少植物の環境保全措置

私たちの質問は、「道路建設に伴い消失すると予測している植物種について、またそれらの種ごとに環境保全措置をどのように講じるかについて、それぞれ具体的にご回答ください。」でした。それに対して、貴職から「平取ダム環境調査検討委員会第8回検討資料 資料3 4-3植物 表4-3-8において、種ごとに、表4-3-8に記載している各種の生態的特性等を踏まえ、生育適地への移植、生育個体からの種子の採取及び生育適地への播種等を適切に講じることとしています。」の回答がありました。

しかし、上記資料の表4-3-8では、さらに「移植により消失する個体の保全を図る。生育個体の生育状況を監視し、移植が必要と考えられる場合には生育適地に移植を行い、種及び個体の保全を図る。移植が難しい場合について播種が有効な種に関し、播種により種の保全を図る。(今後の検討方針として)予測の結果から、貯水池の出現等により生物個体の一部が消失する。このことから、今後の環境保全措置の検討方針としては、移植、播種により種の保全を図る。なお、詳細については、今後学識者の助言等を受けながら検討する。」と記述しています。

私たちの質問は、「希少植物に関する有効な保全措置として、移植や播種の方法が種ごとに具体的に成功するのか、成功したのか」、貴職には大きな説明責任があることから、具体的な保全措置を聞きましたが、それに対する回答は全体的な言葉だけで、まったく説得力がありません。そのため、改めて、以下の質問に明解に回答願います。

- 1) 種ごとに、どのような生育適地にどのように移植したのか、播種したのか。あるいは、今後、種ごとにどのように移植するのか、播種するのか。
- 2) 学識者の助言等は、どのようなものであったか。

(回答)

1),2) 工事にあたり、具体の種類と移植先等は生物保護の観点から明らかにできませんが、平取ダム環境調査検討委員会第8回資料 資料3 4-3植物 表4-3-8(1)~(4) (P4-3-27~4-3-30)に沿って移植を実施しております。今後とも、種ごとに、表4-3-8(P4-3-11~4-3-25)に記載している各種の生態的特性等を踏まえ、樹林、岩場、草地、湿地等、それぞれの生育適地への移植、生育個体からの種子の採取及び生育適地への播種等を適切に講じます。環境保全措置の実施にあたっては、専門家から指導や助言を頂くこととしており、これまでのところ、第8回資料に沿った手法で実施されており適当であるとの助言を受けています。

4. アイヌ文化保存問題と治水対策

(1) アイヌ文化保存問題

「平取ダム建設によって得られる公共の利益が、アイヌ民族の文化享有権の価値に優先するかどうかの判断について具体的な根拠をお示してください」という私たちの質問に対して、「二風谷ダムの建設が違法とされているものではありません」という貴職の回答がありました。

しかし、この回答は、私たちの質問にまったく答えていません。パブリックコメントでは、多くのアイヌの人達が、チノミシリを水没させないでほしいと願っています。開発局が示した、チノミシリを水没させて、疑似祈りの場を作ることが、「アイヌ民族の民族的・文化的・歴史的・宗教的諸価値を後世に残していくことが困難となる。」と指摘した二風谷ダム判決文の趣旨に反するのではないかという疑問をもちます。そのため、「平取ダム建設がアイヌ民族の文化享有権を侵害するのではないか」という私たちの疑問に明解にお答えください。

(2) アイヌ文化保存問題と治水対策

パブコメにおいて、アイヌの人たちは、「お金がかかっても治水は他の方法のできるのですから、他の方法で行なうべきです」と述べています。開発局が、アイヌ文化を保全できる河道改修はダム建設に比べて約 200 億円費用がかかるのでダム建設案を採用したと述べているので、「アイヌ民族の文化の価値は 200 億円以下なのか、具体的に金額で示すとどの程度の価値なのか」と質問したことに貴職は答えていません。そのため、「アイヌ民族の文化享有権は国際規約にも認められた重要な権利であり、それを守りながら治水を行なう可能性がある」のに、それを行わない根拠を明確にお示してください。

(3) 額平川と貫気別川の治水対策

私たちの質問「河道改修で額平川と貫気別川の治水が可能であるので、(1)二つの河川の合流点より上流で 2003 年台風時に氾濫がなかったのに、なぜ大量の河道掘削を行うのか、(2)2003 年台風時に額平川の氾濫がなかったのになぜダムを建設するのか、(3)チノミシリの水没を避けるために河道改修をなぜ採用しないのか」に対して、多くのことを回答しています。

しかし、貴職は、つまるところ、「河道改修策では河道掘削量が大量になるから、ダム建設案を採用した」旨を回答しています。「河道掘削策はアイヌ文化保全のための極めて有効なもの」です。したがって、改めて、前回の 3 つの質問に対して明確にご回答ください。

さらに、額平川と貫気別川の合流点付近の治水対策について、地元の方がパブリックコメントで別の方策を提案されています。地元の方々との話し合いを望みます。

(回答)

(1) 二風谷ダム訴訟の判決では、国は二風谷ダムの建設によって得られる公共の利益が、これによって失われるアイヌ民族独自の文化享有権などの価値に優越するかどうか判断するために必要な調査等を怠り、事業認定を行ったものであるから、認定処分は違法であり、その違法は収用裁決に継承されるとしています。平取ダムの建設にあたっては、これを踏

まえ、アイヌの文化的所産に与える影響について調査し、アイヌ文化継承に資する必要な措置を行うこととしており、現在、北海道アイヌ協会平取支部関係者や、地元自治体関係者、学識経験者等から構成される「平取ダム地域文化保全対策検討会」を設置し、アイヌ民族の精神文化や生活文化等に対する保全対策の具現化に向けた調査検討を進めています。引き続き、地域の関係者と十分に相談しながら進めて参りたいと考えております。

(2)、(3) 沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る報告書^{※1}P4-39～4-75 に示すように、平取ダムを含む案、河道掘削案等の平取ダムを含まない案をできる限り幅広く立案したうえで、パブリックコメント等を実施し、広く意見を伺い、同報告書 P4-94～116 に示すように、治水（洪水調節）について、(1)で回答した取組を踏まえつつ、様々な評価軸ごとに評価し、P4-237～250 に示すように、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は平取ダムを含む案となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致したことから、平取ダムを含む案を最も有利な案としています。河道掘削案における平取ダム下流の額平川では、同報告書 P4-13,97,98 に示すように、平取ダムを含む案において計画高水位以下で流下できる洪水に対し、計画高水位以下で流下させるために必要な河道の掘削を行うこととしています。また、平取ダムは、同報告書 P4-44 に示すように、沙流川水系河川整備計画（直轄管理区間）において、平成 15 年 8 月洪水と同規模の洪水流量が発生しても、河道の整備とあわせ計画高水位以下で流下させることを目標として建設するものです。

※1

http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/biratoridam_kentou/houkoku/houkokusyo.html